

三〇二二

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍少将 陸軍中佐 陸軍少佐 陸軍大尉 陸軍中尉 陸軍少尉 陸軍大佐 陸軍中佐 陸軍少佐 陸軍大尉 陸軍中尉 陸軍少尉

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍少将 陸軍中佐 陸軍少佐 陸軍大尉 陸軍中尉 陸軍少尉

當軍旅順占領ニ就テ別紙之通行政
規定致矣向此段及報告候也

明治二十七年十二月四日

第二軍司令官 伯耆守 大山 巖

第二軍司令部 印

参謀総長 熾仁親王 殿

第二軍司令部

旅順市行政規定

第一條 兵站監部下將校若ク高等文官一名ヲ以テ民部

行政官トシ其事務署ヲ旅順街内適當ノ場所ニ設ク可シ

第二條 旅順民部行政署屬ノ警察事務ハ兵站憲兵ヲ以

テ之ニ充ツヘシ

第三條 兵站監ハ民部行政官吏ヲ以テ兵站勤務令第二十六

章ニ依リテ其ノ外更ニ左ノ各項ノ事務ヲ行ハシメ自ラ之ヲ指

揮監督スヘシ

一 占領地人民ニ訓諭シテ速クニ生業ニ就キ我軍隊ニ便

宜ク共ニシムルヲ

二 占領地内ニ屯在スル軍隊及各部ヲ占領地人民ニ對

第三軍團ノ部

ニ執行スル各種ノ事務(徴發、宿舎、人夫雇入等)ヲ監視シ
非違不法ナカラシムルナリ

三 海陸ノ通路ヲ監視シ陸路ニ旅順守備隊司令官ニ海
路ニ知港事ニ協議シ人民ノ出入ヲ明カニスルナリ

四 占領地内ノ我軍人軍属並ニ常人ヲ監視シ非違不法ニ涉
ルモノハ該監ノ職権内ニ於テ知断スルモノトス但其所屬部
隊アルモノハ當該部隊ニ移スヘシ

五 占領地内ノ人民及外國人民ニ對シ對時公法ノ範圍内ニ
於テ刑罰ヲ執行スルナリ

第四條 占領地人民ノ他方ニ逃走シタル者帰來シ生業ニ就キト
請フトキニ我命令ヲ遵奉スヘキナリ誓言ハシメタル后之ヲ

許可スヘシ

第五條 大本營ノ許可ヲ得タル者ヲ除ク外總テ外國
人民ノ占領地ニ入り来ルヲ禁止シ外國政府ノ
官吏又ニ代表者ニ限り軍司令官ニ経伺シ
之ヲ許可スヘシ

第六條 占領地内ヲ臣民ノ非違不法ニシテ陸
軍刑法治罪法ニ依リ処分スヘキモノハ兵站理
事又ニ師團理事ニ移シテ処分セシメ海軍
刑法治罪法ニ依リ処分スヘキモノハ連合艦
隊司令長官ニ移牌スヘシ

第七條 占領地ノ人民又ニ外國人民ヲ死刑ニ

取スルニハ軍司令官ノ制可ヲ受クヘシ

第八條 兵站監其職務ヲ執行スル為ノ必要

ト認ムルトキハ占領地ノ人民ヲ使用シテ之レ

ニ相當ノ褒賞又ハ給料ヲ與フコトヲ得

第九條 兵站監以上各項ノ事務ヲ執行

スル為ノ行政管理規則ヲ定メ軍司令官

ノ制可ヲ經テ之ヲ管内ノ軍隊及人民ニ公

示スヘシ